

みなべ町梅干製造業雇用維持支援補助金

梅の不作及び降雹被害に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

補助対象者

国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた梅干製造業者

要件：①町内の事業所（休業等を実施）で事業を営む個人事業主または法人
②市区町村税を完納していること。

補助金額の算定は令和7年4月1日から令和8年9月30日の休業等が対象となります

補助額

休業等を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の日當に相当する額の
1／6以内（町上限単価日額2,217円）
※教育訓練加算は町補助対象外



対象労働者の月間休業等の延日数

※ 1事業者あたりの上限額500,000円

※ 町上限単価日額は国の「雇用調整助成金」の改定により変動することがあります（国上限単価8,870円：R7.8時点）

【補助割合のイメージ】

企業規模：中小企業

支給日数 (※1)	教育訓練実施率 (※2)	助成率
累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間まで	-	2/3

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
国 2/3	町 1/6	企業 1/6

支給日数	教育訓練実施率	助成率
累計の支給日数が30日に達した判定期間の次の判定基礎期間から	1/10未満	1/2
	1/10以上1/5未満	2/3
	1/5以上	2/3

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
国 1/2	町 1/6	企業 2/6
国 2/3	町 1/6	企業 1/6
国 2/3	町 1/6	企業 1/6

※1 支給日数=判定基礎期間の休業等の延日数を対象労働者で除した数

※2 教育訓練実施率=休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合

※3 教育訓練加算は町の補助対象外

【補助金計算例 月間休業等延日数20日、休業手当総額150,000円支払った場合】

	(休業手当)	(月間休業等延日数)	(日当)
① 休業手当日当	… 150,000円	÷ 20日	= 7,500円
	(日当)	(町助成率1/6以内)	(町単価)
② 町単価	… 7,500円	÷ 6	= 1,250円
	(町単価)	(月間休業等延日数)	(町補助額)
③ 支給額	… 1,250円	× 20日	= 25,000円

詳細や様式の取得について

補助金の詳細については、みなべ町梅干製造業者雇用維持支援補助金の申請要領をご確認ください。申請要領及び申請書はみなべ町役場産業課窓口及び町ホームページ「みなべ町産業課」から取得できます。

申込期限

令和7年4月～12月休業等分 令和8年 3月31日（火）締切
令和8年1月～ 9月休業等分 令和8年12月28日（月）締切
交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）
※国の「雇用調整助成金」の交付決定を受けた月ごとに、速やかに本補助金の申請を行ってください。

申請受付・問い合わせ先

みなべ町役場産業課
〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742
TEL：0739-72-1337 / FAX：0739-72-3893